

泉北クリーンセンター環境保全協定書

本書は原本と相違ないことを認証する

平成30年3月6日

泉北環境整備施設組合
管理者 阪口伸六



10/20/70

10/20/70 10:30 AM

10/20/70 10:30 AM

10/20/70 10:30 AM

10/20/70 10:30 AM

泉北クリーンセンター環境保全協定書

泉北環境整備施設組合（以下「甲」という。）と鶴山台北校区10町会（以下「乙」という。）、泉北クリーンセンター運営協議会（以下「丙」という。）とは、泉北クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の運営に伴い、環境保全対策に関する甲が遵守すべき事項、講ずべき事項等について、次のとおり協定する。

（この協定の目的）

第1条 甲が和泉市舞町87番地に設置するクリーンセンターの周辺住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的とする。

（丙の設置目的及び役割）

第2条 丙は、乙の各代表者等で組織し、クリーンセンターの運営及び公害発生の防止について、住民の意思を反映することを目的として設置する。

2 甲と乙とが協議する際には、双方必ず丙を経由するものとする。

3 前2項のほか、丙の設置及び運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

（立会人）

第3条 この協定の締結に関し、立会人として和泉市、泉大津市及び高石市（以下「組合市」という。）の代表者が記名押印する。

（焼却量）

第4条 甲は、クリーンセンターのごみ焼却炉における焼却量を1炉当たり1日平均150トン以下とし、3炉で1日450トン以下とする。

（施設の建替え等）

第5条 甲は、クリーンセンターの焼却炉の建替えを行う場合は、事前に乙及び丙と協議を行う。

2 甲は、新たなごみ焼却炉をクリーンセンター及び乙を構成する町会周辺に増設しない。

3 甲は、施設の付帯設備の改修等については、事前に乙及び丙に報告するものとする。

（分別収集）

第6条 甲は、ごみ再資源化と可燃ごみの減量化を図るため、甲を構成する組合市に対し、ごみを生ごみ（厨芥類）、有害ごみ（乾電池等）、資源ごみ（空きビン、空きカン、古紙等）、粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみに分別して収集させるとともに、生ごみ処理機やコンポスト化の普及に努めさせる。

(有害ごみ)

第7条 甲は、有害ごみをクリーンセンター内で焼却しない。

(資源ごみ)

第8条 甲は、組合市から資源ごみとして搬入された空きビン、空きカン、古紙等を再資源化する。

(事業系ごみ)

第9条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定に基づく排出事業者の自己処理責任を遂行させるべく、組合市に対して事業系ごみの収集体制を確保させるとともに、排出事業者への指導を徹底させる。

(協定値)

第10条 甲は、クリーンセンターの通常運転時（1・2号炉の燃焼温度850℃以上、5号炉の燃焼温度800℃以上。以下同じ。）においては、別表1に定める協定値を遵守する。

(測定)

第11条 甲は、次の項目について、別表2に定める方法により測定するものとし、過去10年間の記録は保管しておくものとする。

- (1) ばいじん量
- (2) 硫黄酸化物
- (3) 窒素酸化物
- (4) 塩化水素
- (5) ダイオキシン
- (6) シアン化水素
- (7) 騒音
- (8) 振動
- (9) 臭気
- (10) 土壌
- (11) 灰の熱灼減量
- (12) 焼却灰、固化灰に含まれるダイオキシン類
- (13) 気温、風向、風速などの気象状況

2 甲は、前項の測定において、乙及び丙を立ち合わせることができる。

(協定値を超えた場合等の措置)

第12条 甲は、クリーンセンターの通常運転時に発生する排ガス、騒音、振動等が別表1の協定値を超えた場合、速やかにこれらの項目にかかる協定値を達成し、維

持するために必要な措置を講じる。ただし、臭気については、甲、乙及び丙が協議の上原因を追及し、即時対処する。

- 2 甲は、クリーンセンターの通常運転時に発生する排ガス、騒音、振動、臭気等国及び大阪府の基準値を超えた場合には、即時に操業を停止し、整備を行う。

(操業時の遵守事項)

第13条 甲は、クリーンセンターの操業に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 焼却炉の稼働は、月曜日から日曜日までの24時間連続運転とし、年末年始(12月31日正午から翌年1月4日の午前9時まで。以下同じ。)は、焼却炉の運転をしない。
- (2) 粗大ごみ破砕機の稼働は、毎週月曜日から金曜日までとし、1日の稼働時間は、午前10時から午後4時までとする。
- (3) クリーンセンターへのごみの搬入及び焼却残渣等の搬出は、別図1～3に示す道路を使用することとし、日曜日及び年末年始(組合市要請日を除く。)は搬入、搬出をしない。
- (4) ごみピットからの臭気が屋外に漏れないよう、施設の整備を図る。
- (5) プラント処理水は、必ず公共下水道に排出する。
- (6) 廃棄物の運搬車両については、その旨が明らかとなるよう表示させるとともに、運搬するごみの飛散、汚水の漏えい、悪臭の発散等がないよう、十分な防止対策を講じさせる。なお、清掃、消毒等が不十分な関係車両に対しては、クリーンセンターへの出入りを禁止させることとする。
- (7) 焼却残渣等の廃棄物は、二次汚染が発生しないよう適正に埋設処理すること。
- (8) クリーンセンター敷地内及び乙の町内において、ごみ、焼却残渣、汚泥等の野積みをしていないこと。

(立入調査)

第14条 乙丙の代表者及び乙丙が指定した者は、甲の許可を得てクリーンセンターへ立入調査をすることができる。

(被害の対応)

第15条 甲は、クリーンセンターの操業に伴い、甲の責に帰すべき事由によって財産、農作物等に被害を与えたときは、誠意をもって対処する。

(相互支援)

第16条 甲は、大阪府泉州地域において災害発生時や施設事故等が発生したときに、より広域的な支援体制を確保するために締結した一般廃棄物(ごみ)処理に係る相

互支援基本協定書（平成25年3月22日締結）に基づき、協定団体の一般廃棄物（ごみ）を処理することができる。

2 前項の場合において、甲は、事前に乙及び丙と必ず協議するものとする。

（環境保全協定の改訂）

第17条 この協定の改訂については、甲、乙及び丙で協議の上決定する。

この協定が成立した証として、本協定書16通を作成し、甲乙丙及び立会人が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成25年3月22日

「甲」

[Redacted signature block for Party A]

「乙」

[Redacted signature block for Party B]

[Redacted signature block for Party C]

[Redacted signature block for Party D]

[Redacted signature block for Party E]

[Redacted signature block for Party F]

[Redacted signature block for Party G]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

「丙」

[REDACTED]

「立会人」

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

協定項目及び協定値（別表 1）

（1）排ガスの排出濃度

項 目	焼 却 炉	協 定 値	備 考
ば い じ ん	1・2号炉	0.01g/m ³ N以下	
	5号炉	0.01g/m ³ N以下	
塩 化 水 素	1・2号炉	30ppm 以下	
	5号炉	50ppm 以下	
硫 黄 酸 化 物	1・2号炉	30ppm 以下	
	5号炉	50ppm 以下	
窒 素 酸 化 物	1・2号炉	50ppm 以下	
	5号炉	150ppm 以下	
ダイオキシン	1・2号炉	0.05ng-TEQ/m ³ N以下	
	5号炉	1.0ng-TEQ/m ³ N以下	

（2）騒 音

時 間	協 定 値	備 考
6時 ～ 8時	50dB 以下	別図4による丙の指定場所
8時 ～ 18時	55dB 以下	
18時 ～ 21時	50dB 以下	
21時 ～ 6時	45dB 以下	

（3）振 動

時 間	協 定 値	備 考
8時 ～ 19時	60dB 以下	別図4による丙の指定場所
19時 ～ 8時	55dB 以下	

（4）臭 気

項 目	協 定 値	備 考
ア ン モ ニ ア	0.6ppm 以下	別図4による丙の指定場所
メチルメルカブタン	0.0007ppm 以下	
硫 化 水 素	0.006ppm 以下	
二 硫 化 メ チ ル	0.0003ppm 以下	
硫 化 メ チ ル	0.002ppm 以下	
トリメチルアミン	0.001ppm 以下	
アセトアルデヒド	0.01ppm 以下	
ス チ レ ン	0.2ppm 以下	

(5) 土 壌

項 目	協 定 値	備 考
ごみ焼却場周辺土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	丙の指定場所

※ ごみ焼却場の影響により規制値を上回った場合は、組合において土壌の入替えを行うこと。

(6) 焼却灰・固化灰の有害物質

項 目	協 定 値	備 考
焼却灰に含まれるダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	丙の指定場所
固化灰に含まれるダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下	丙の指定場所

(7) 熱灼減量

項 目	焼 却 炉	協 定 値	備 考
熱 灼 減 量	1・2号炉	3%以下	
	5号炉	5%以下	

協定項目・方法・回数及び測定場所（別表 2）

協定項目、回数、測定場所は次に掲げるとおりとし、測定方法については、法令で定められた方法で行うものとする。

（1）排ガスの排出濃度測定

項 目	測 定 方 法	測定回数	測定場所	備 考
ば い じ ん	法令で定められた方法	年 6 回	煙突内	
窒素酸化物				
硫黄酸化物				
塩 化 水 素				
シアン化水素	法令で定められた方法	年 1 回		
ダイオキシン				

（2）騒 音

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備 考
騒 音	法令で定められた方法	年 1 回	別図 4 による丙の指定場所	

（3）振 動

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備 考
振 動	法令で定められた方法	年 1 回	別図 4 による丙の指定場所	

（4）臭 気

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備 考
臭 気	法令で定められた方法	年 1 回	別図 4 による丙の指定場所	

（5）土 壌

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備 考
土 壌	法令で定められた方法	年 1 回	別図 4 による丙の指定場所	

（6）焼却灰・固化灰の有害物質

項 目	測 定 方 法	測定回数	測定場所	備考
焼却灰に含まれるダイオキシン類	法令で定められた方法	年 1 回	—	
固化灰に含まれるダイオキシン類	法令で定められた方法	年 1 回	—	

(7) 熱灼減量

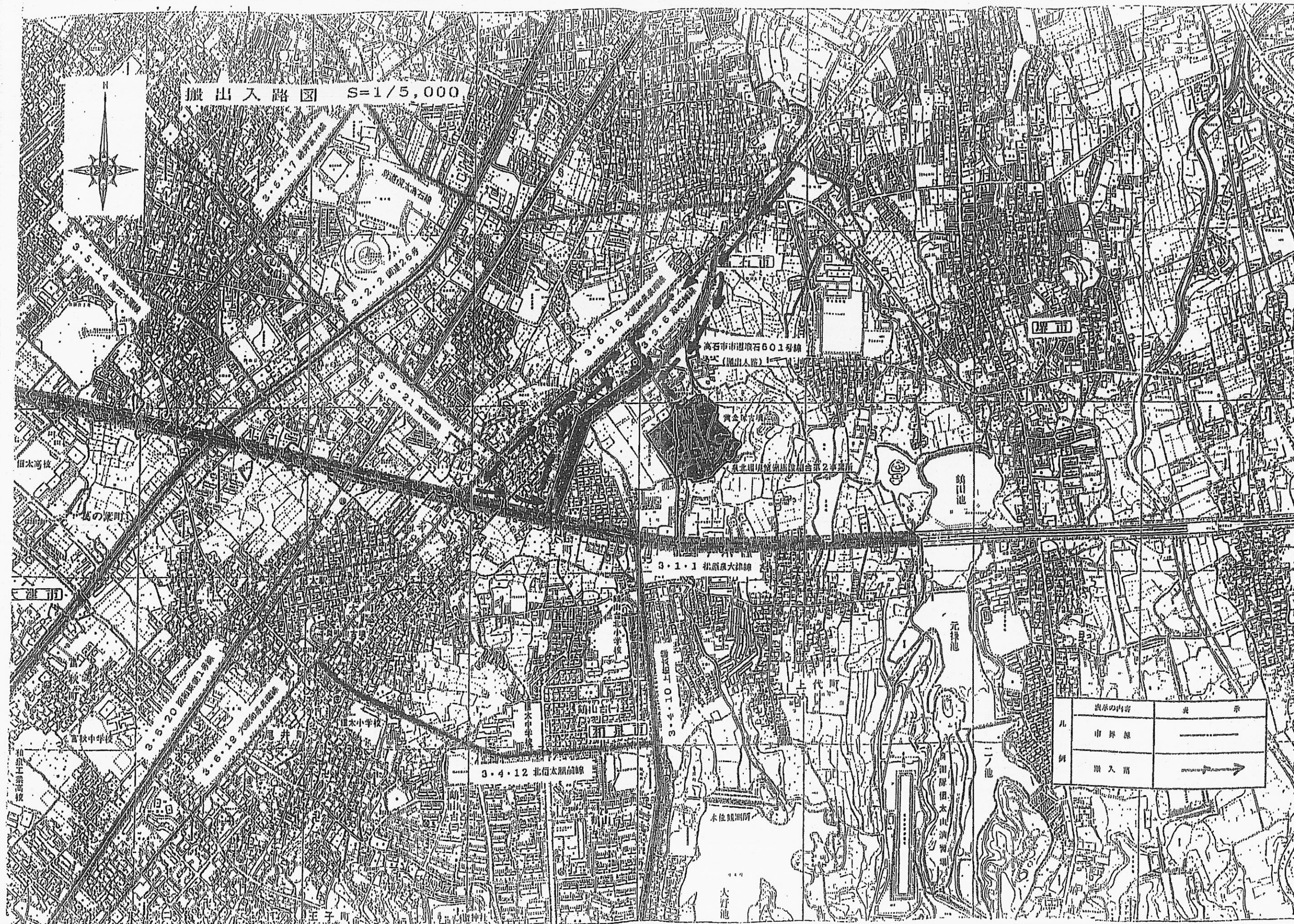
項 目	焼 却 炉	測 定 方 法	測定回数	測定場所	備考
熱 灼 減 量	1・2号炉	法令で定められた方法	年1回	1・2号炉	
	5号炉	法令で定められた方法	年1回	5号炉	

(8) 気象観測

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備考
風向・風速	プロペラ式	自動連続測定 (チャート)	—	

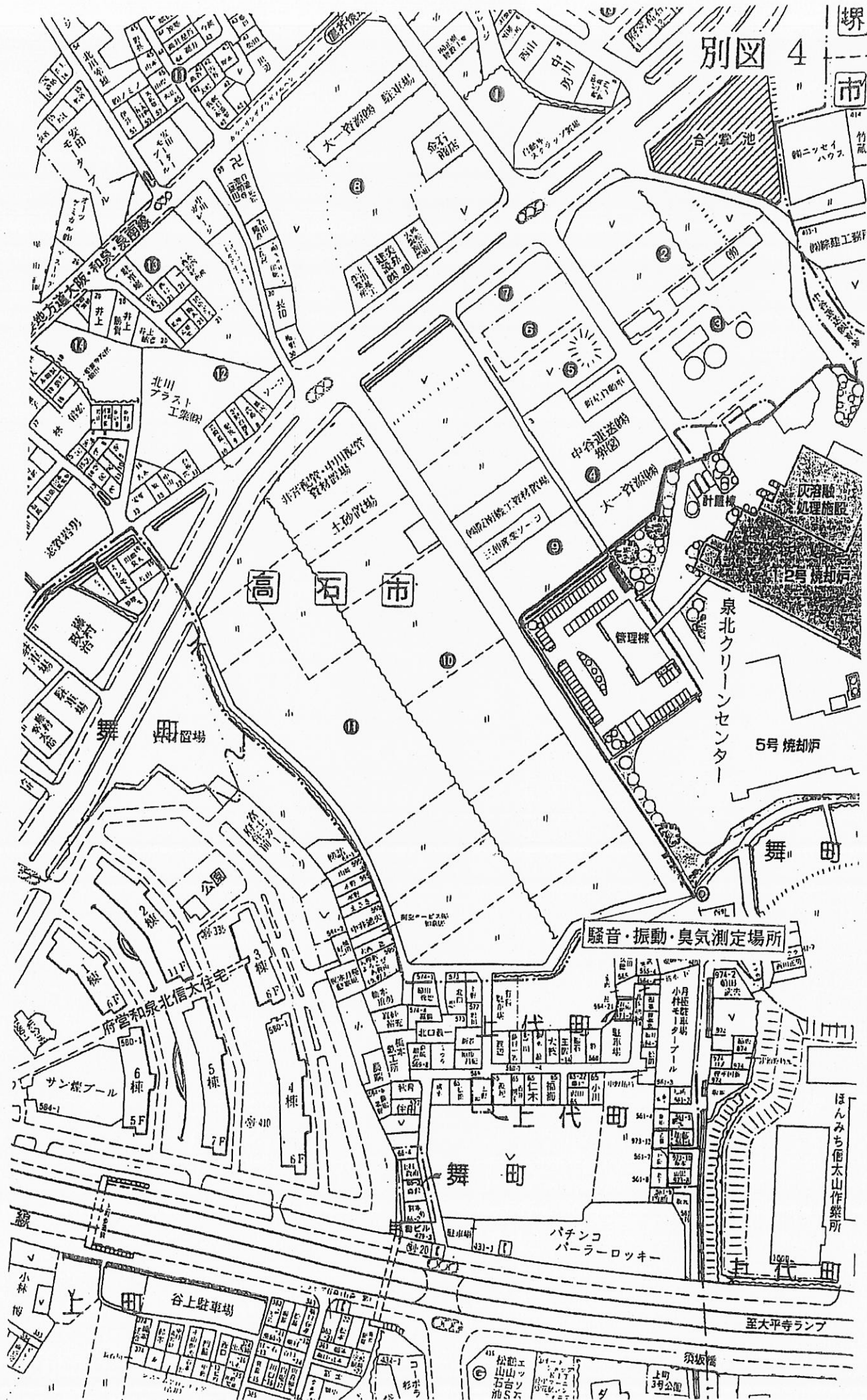
(9) 組合市から搬入される一般家庭ごみの組成分析

項 目	測 定 方 法	測定回数	測 定 場 所	備考
組成分析	法令で定められた方法	年4回	—	



別図 4

市界



一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書
(写)

一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書

大阪府泉州地域の各市町等は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市、町及び一部事務組合（以下「協定団体」という。）の一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より広域的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

協定団体

堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合

（相互支援の内容）

第2条 この協定による相互支援は、次に掲げる場合を基本とする。

- （1） 協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設又は破砕施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、事故等により一般廃棄物処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、他の協定団体の支援を必要とするとき。
 - （2） 地震、台風等の災害発生時において大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬のために、他の協定団体の支援を必要とするとき。
 - （3） 前各号のほか、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると、支援を要請する協定団体及び当該要請を受け入れる予定の協定団体双方が認めたとき。
- 2 前項の規定により支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めるものとする。

（協定団体の努力義務）

第3条 協定団体は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、一般廃棄物を処理するものとする。

- （1） ごみの分別の徹底を図り、ごみ質の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

- (2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、適正な処理体制を確保するよう努めること。
- (3) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定団体は、一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請を受けた協定団体は、自らの処理能力や受け入れ基準等を勘案し、支援の内容及びその実施の可否を判断するものとする。
- 3 協定団体において、第2条第1項第2号に掲げる事態が発生し、緊急かつ広域的な支援が必要と認められるときは、堺市及び大阪府ごみ処理広域化計画に基づく泉州ブロック会議の会長（堺市が支援を要する場合、同泉州ブロック会議の会長及び副会長）は支援を必要とする協定団体の依頼に基づき、その他の協定団体による支援の調整を行うことができる。
- 4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により泉州地域全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするとき又は前項の規定による泉州ブロック会議の会長等による調整が不調のとき、支援を必要とする協定団体は、大阪府に対し、支援調整を依頼することができる。

(支援の方式)

第5条 協定団体は、相互支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

- 2 この協定による支援の要請及び当該要請の受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定団体が当該要請を受け入れる協定団体に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定団体は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定の有効期限は、締結日から1年間とし、期間満了前日までに、いずれの協定団体からも改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間中における改廃等は、その都度協定団体間で協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書17通を作成し、各協定団体記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月22日

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

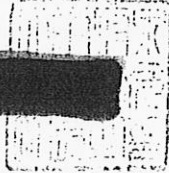
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[REDACTED]



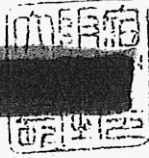
[REDACTED]



[REDACTED]



[REDACTED]



[REDACTED]



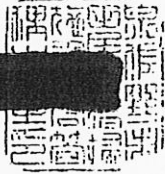
[REDACTED]



[REDACTED]



[REDACTED]



[REDACTED]

